

○沖縄市男女共同参画推進事業補助金交付要綱

(平成 21 年 8 月 11 日決裁)

改正 平成 23 年 10 月 25 日決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内で活動する団体又は市内に住所を有する個人(以下「団体等」という。)に対し、沖縄市男女共同参画推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、男女共同参画社会の形成を推進することを目的とする。

(補助対象事業及び補助金額)

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 沖縄市男女共同参画学びの旅への参加
- (2) 沖縄県女性海外セミナー「女性の翼」への参加
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金額は、経費の 2 分の 1 以内で予算の範囲内とする。ただし、一人当たりの補助金額の上限は、4 万円とする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付の申請をしようとする団体等は、沖縄市男女共同参画推進事業補助金交付申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第 4 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請書類等の審査及び調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、速やかに沖縄市男女共同参画推進事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 5 条 交付決定者は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日を経過した日までにしなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第 6 条 第 4 条の規定により、補助金を交付されると決定された団体等は、補助対象事業が終了したときは、その終了日から起算して 30 日以内に、沖縄市男女共同参画推進補助金実績報告書(様式第 3 号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第 7 条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、沖縄市男女共同参画推進事業補助金交付額確定通知書(様式第 4 号)により、交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第8条 補助金交付額確定の通知を受けた団体等は、沖縄市男女共同参画推進事業補助金請求書(様式第5号)により、市長に当該補助金を請求しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成23年10月25日決裁)

この要綱は、平成23年10月25日から施行する。